

9 一部事務組合等

目 次

1	一部事務組合	一組- 1
2	機関等の共同設置	一組- 5

1 一部事務組合

(1) 概要

- ◆複数の地方公共団体（以下「構成団体」という。）が、その事務の一部を共同して処理するために設置する特別地方公共団体であり、一部事務組合の判断と責任において運営
- ◆必要な事項を定める規約は、構成団体の議会の議決を経て、構成団体の協議により規定＜国（総務大臣）又は都道府県（知事）が許可＞
- ◆一部事務組合で必要な経費（負担金等）については、構成団体の議会における審議・議決を経る必要があり、議会の審議の中で一部事務組合の運営を確認

◆位置付け

- 団体の性格
 - ・特別地方公共団体（法人格あり）
- 条例・規則
 - ・共同する事務の範囲内で制定
- 組織
 - ・執行機関（管理者）、組合議会を設置
- 予算
 - ・構成団体からの負担金等で運営（課税権なし）

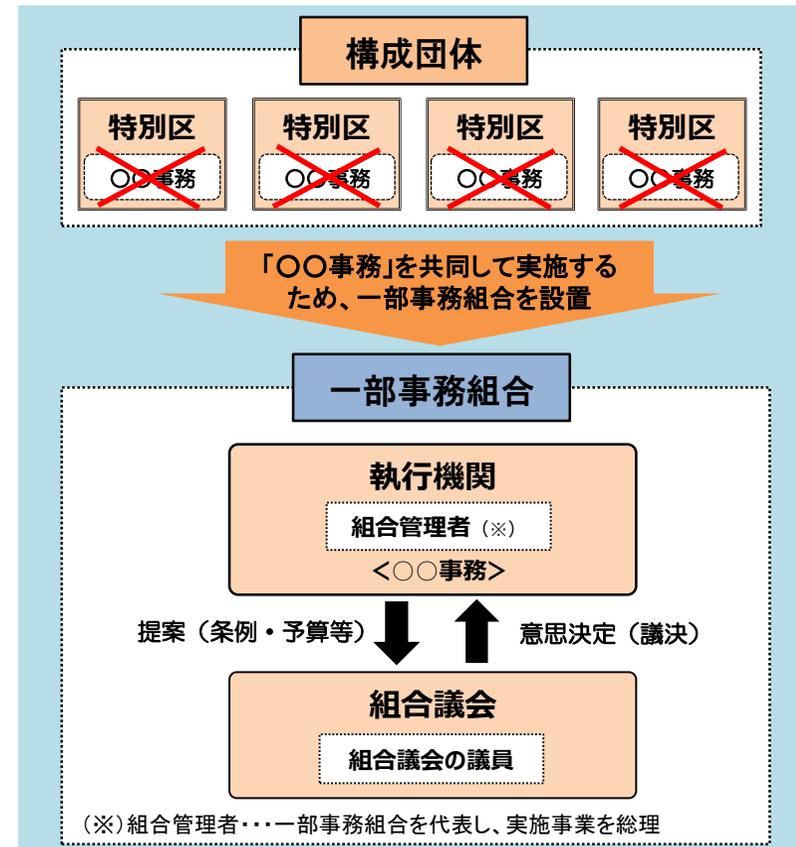
◆法的効果

- 組合が担う事務は、構成団体の事務から除外
- 組合が処理した事務の効果は、すべての構成団体の区域内に及ぶ

◆議会

- 組合議会は、条例の制定、予算の決定などに関する議決のほか、執行機関の監視などを行う

【運営のイメージ】



(2) 事務事業

特別区が担う事務は、各特別区で実施することが原則であるが、公平性や効率性、専門性の確保が特に必要な事務については、特別区が共同して事務を実施

区分	主な事務	一部事務組合の事務とする視点
事業の実施	・介護保険事業	・特別区設置時における特別区間の保険料・サービスの公平性等を考慮
	・民間の児童養護施設等及び生活保護施設の所管事務 (設置認可、指導、助成などの事務を含む)	・施設が偏在しており、特別区の区域を越えた入所調整の公平性等を考慮
情報システムの管理	・住民基本台帳等システム ・税務事務システム ・国民健康保険システム ・統合基盤・ネットワークシステム ・戸籍情報システム ・総合福祉システム ・介護保険システム など	・共通的なシステム管理の集約と共同利用により、住民サービスを円滑に提供するとともに、特別区のコストの抑制、業務の効率性等を考慮
施設の管理等	<福祉施設> ・児童自立支援施設 ・児童養護施設 ・生活保護施設 ・心身障がい者リハビリテーションセンター ・特別養護老人ホーム等（弘済院） など <市民利用施設> ・信太山青少年野外活動センター ・長居ユースホステル ・青少年センター ・こども文化センター ・障がい者スポーツセンター ・中央体育館 ・大阪プール ・靱テニスセンター、靱庭球場 <その他> ・動物管理センター ・斎場 ・霊園 ・処分検討地等にかかる管理・処分	・施設が偏在しており、特別区の区域を越えて利用される施設の共同管理により、住民負担やサービスの公平性等を考慮 ・施設の更新等にかかる効率的・効果的な財源投入、財産の有効な活用・処分などを考慮

効果

- ◆ 特別区間における住民負担やサービスの公平性等を確保
- ◆ 共通的なシステム管理や所在地が偏在する施設の管理等について、共同化・集約化することにより、効率的・効果的に事務を執行、財産を管理・処分

◇ 以下の一部事務組合又は広域連合で実施している事務については、特別区設置の日以後においても、引き続き、当該一部事務組合又は広域連合で実施

(水防事務) 淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合 (後期高齢者医療事業) 大阪府後期高齢者医療広域連合
(一般廃棄物処理・処分) 大阪広域環境施設組合

1 一部事務組合

(3) 組織体制

<職員数の考え方>

事務分担（案）で、一部事務組合に仕分けられた事務に従事する職員数を一部事務組合に配置
 （総務部門については、全国の一部事務組合における総務部門の割合から算出）

部門	事務内容	職員数
組合 管理者	福祉部門 ①介護保険事業（特別会計） ※窓口サービスについては、特別区（区役所（地域自治区の事務所））において実施 ②福祉施設 <直営施設> 阿武山学園、長谷川羽曳野学園 <指定管理施設> 弘済みらい園、弘済のぞみ園 等 ③民間の児童養護施設・生活保護施設の認可・利用調整等	100
組合議会	市民利用施設等部門 ①市民利用施設 <指定管理施設> こども文化センター、青少年センター 等 ②動物管理センター ③斎場・霊園	20
	情報システム管理部門 住民情報系システム等	100
	総務・財産管理部門 ①総務部門：総務、会計、監査事務 ②財産管理部門：処分検討地等	60
非技能労務職 小計		270
技能労務職（特別区設置当初時点）		40
総 計		310

※ 各部門における詳細な配置については、一部事務組合と各特別区との協議により決定
 職員数は端数処理の影響で、合計数において一致しない

※ 上記は経営形態見直し部門を除く部門の職員数。弘済院については、経営形態見直しを反映した職員数を配置

※ 長谷川羽曳野学園はH31年4月から指定管理施設へ移行

(参考) 大阪特別区事務組合 (仮称) の規約 <イメージ>

■ 規約 (主な規定例)

(組合の名称)

・大阪特別区事務組合 (仮称) という。

(組合の構成団体)

・組合は、〇〇区、△△区、・・・をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

・組合は、〇〇に関する事務、△△に関する事務、□□に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

・組合の事務所は、××におく。

(議会の組織及び議員の選挙の方法)

- ・組合議会の議員定数は〇人とし、構成団体の議会において、当該構成団体のうちから、〇〇区にあっては△人を、△△区にあっては□人を、・・・、それぞれ選挙する。
- ・組合議員の任期は、当該構成団体の議会の任期による。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各 1 人を選挙しなければならない。

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

- ・組合に管理者、副管理者及び会計管理者各 1 人を置く。
- ・管理者は、構成団体の長の互選により定める。
- ・副管理者は、管理者である構成団体の長以外の構成団体の長のうちから管理者が選任する。
- ・上記のほか、組合に必要な職員を置き、管理者が任命する。

(監査委員)

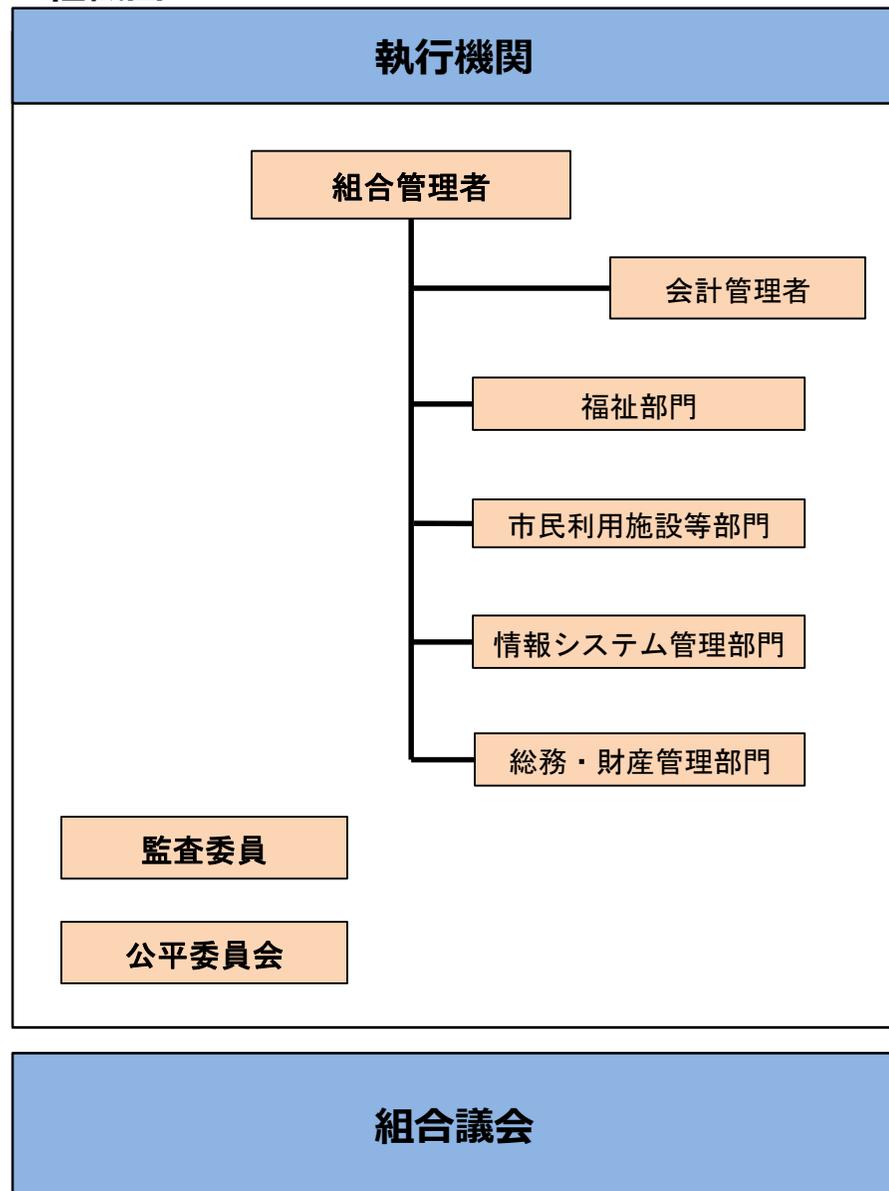
・組合に監査委員 ◆ 人を置く。

(経費の支弁の方法)

・構成団体の負担金、◇◇に係る収入その他の収入をもって充てる。

⋮

■ 組織図



※「大阪広域環境施設組合格約」を参照

2 機関等の共同設置

(1) 概要

- ◆ 地方公共団体の執行機関を簡素化し、経費節約に資しつつ合理的な行政を確保するため、地方公共団体の委員会、委員又は執行機関の内部組織等を共同で設置するもの
- ◆ 共同設置した各地方公共団体（以下「関係団体」という。）の共通の機関等の性格を有し、共同設置する機関等が管理及び執行したことの効果は、それぞれの関係団体に帰属
- ◆ 機関等の共同設置にあたり必要事項を定める規約は、関係団体の議会の議決を経て、関係団体の協議により規定

◆ 位置付け

- 組織の性格
 - ・ 関係団体の共通組織
- 指揮監督
 - ・ 関係団体それぞれから指揮命令を受ける
- 予算
 - ・ 関係団体が負担し、規約で定める普通地方公共団体の予算に計上して支出

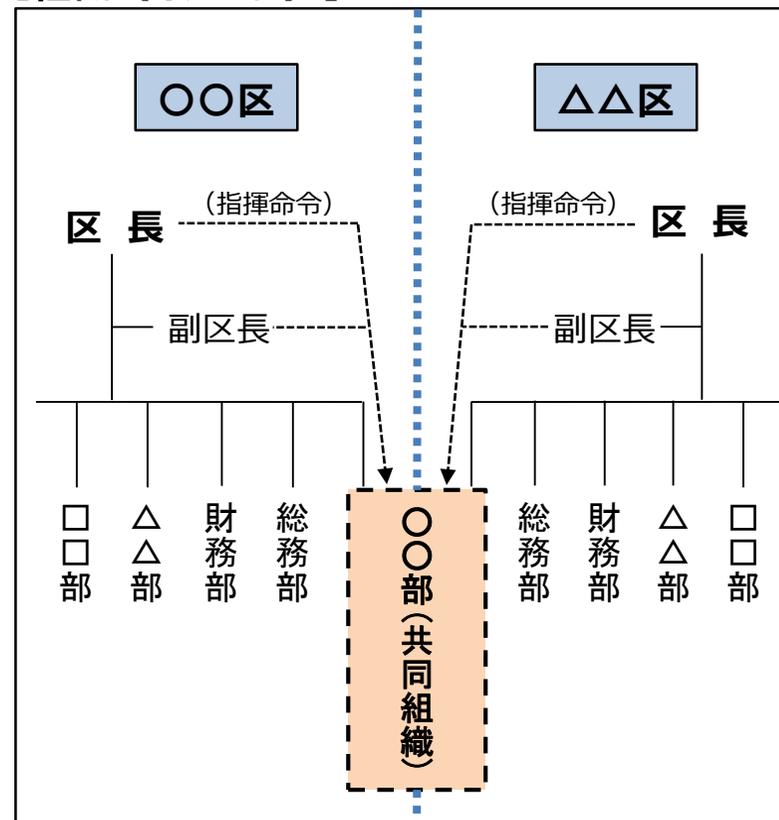
◆ 法的効果

- 関係団体自らが行ったことと同様、それぞれの関係団体に帰属

◆ 議会

- 議決が必要な事項で関係団体すべてに関係する事項については、関係団体のすべての議会において審議・議決が必要

【組織（イメージ）】



(2) 事務事業

特別区が担う事務は、各特別区で実施することが原則であるが、公平性や効率性、専門性の確保が特に必要な事務については、特別区が共同して事務を実施

主な事務	共同設置の事務とする視点
・監査委員及びその事務局	・監査機能の共同化により、統一した監査基準、監査委員の専門性等を考慮
・心身障がい者リハビリテーションセンターで行う事務 〔 身体障がい者更生相談所 知的障がい者更生相談所 発達障がい者支援センター など 〕	・障がい者福祉にかかる相談、支援等の住民生活に密接に関わる事務は、住民に身近な特別区での実施が基本 ・身体障がい者リハビリテーションセンターで行う事務を一体的に共同処理し、各特別区長の権限のもと、障がい者支援の基幹施設として関係機関と連携した体系的な支援サービスの提供、高度な専門性等を考慮



効果

◆障がい者支援など特別区長の権限において実施すべき事務や監査事務について、共同処理することにより、高度な専門性の確保や効率的な事務処理が可能